



延岡市公告第 58 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2-(2)-④及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月1日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川坂地区(延岡市)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年9月14日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

(経営体数)

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
川坂	—	26	—	26

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

地域全体で積極的に農地中間管理事業に取り組み、機構の農地バンクとしての機能を活用して農地の集積・集約に努める。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

地域のブランド米や川坂湿原の絶滅危惧種に指定されている動植物等の魅力を生かして後継者の確保に努め、儲かる農業の経営方法について伝承する。併せて将来的な基盤整備の取組計画を検討し、農業生産効率の向上を図る。